

志木市防犯推進条例

(目的)

第1条 この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、防犯推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民及び事業者は、それぞれ適切に役割を分担し、及び密接な連携を図りながら、協働して防犯推進に関する活動を行うよう努めなければならない。

2 市、市民及び事業者は、犯罪が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、犯罪に関する経験及びその経験から得た知識等を教訓として、防犯推進に関する施策、日常生活及び事業活動に生かすとともに、これらを将来の世代に継承していくよう努めなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための広報その他の啓発活動
- (2) 防犯に関する連絡会議等の開催
- (3) その他防犯推進に関する施策

2 市は、市民及び事業者がパトロール活動その他の犯罪を未然に防止するための自主的な活動を行うに当たり、資機材の貸与その他の必要な支援を行うものとする。

3 市は、子ども及び高齢者が犯罪の被害者となる可能性が高いという基本的認識の下に、防犯推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、子ども及び高齢者の保護に十分配慮しなければならない。

4 市は、第1項及び第2項に規定する施策の実施並びに市民及び事業者の自主的な活動の支援に当たっては、常に警察署その他の関係機関と密接な連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活における安全の確保に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する防犯推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、相互扶助と自主自立の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、

自ら防犯に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動が安全に行われる環境を確保するため、自ら防犯に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する防犯推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(良好な地域社会の形成)

第6条 市民及び事業者は、防犯推進に関する活動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、相互扶助の精神に基づいた良好な地域社会を創造するよう努めなければならない。

(学校等における児童等の安全の確保)

第7条 学校等の管理者は、児童等の安全を確保するため、警察署、保護者等と連携し、防犯に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(体制の整備)

第8条 市は、市民、事業者及び民間団体と連携し、防犯推進に関する施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び促進するための体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。